

## 「紹介状なし」で受診する場合の 非紹介患者初診加算額が改定となります

市立札幌病院は、地域の診療所や病院（かかりつけ医）では対応の困難な、専門的な治療が必要な患者さんを中心とした医療を提供する役割を持つ「地域医療支援病院」です。

このたび、国の制度改正により、500床以上の地域医療支援病院では、紹介状を持参されない初診患者さんについて、通常の医療費のほかに、定額の徴収（医科は5,000円以上、歯科は3,000円以上）をすることが義務付けられました。

それに伴い、当院では、平成28年10月1日以降の非紹介患者初診加算額を次の通り改定させていただきます。

平成28年9月30日まで  
2,160円（税込）

紹介状を持参した方からは  
いたしません。

平成28年10月1日から

医科 5,000円（税込） 歯科 3,000円（税込）

ただし、次のような方からは、いたしません。

紹介状を持参した方  
救急患者の方  
公費負担医療制度の受給者の方（一部除外あり）  
健康診断で精密検査と書かれた結果をお持ちの方 など

※ 原則として紹介状の必要な診療科がありますのでご注意ください。

この改定は、地域の医療機関が役割分担をしながら連携することを目的としたものです。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

市立札幌病院 病院長

【お問い合わせ先】 市立札幌病院 医事課医事係（電話：011-726-2211）